

2019.05.07

PL レポート(製品安全) <2019 No.2>

■「PL レポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス

○第7回 産業構造審議会の製品安全小委員会 開催

(2019年3月4日 経済産業省)

3月4日、開催された第7回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会で以下の議題が審議されました。

- ・平成30年製品安全関連法の執行状況等について
- ・平成30年製品事故の発生状況及び課題について
- ・リコールの効率向上及び高齢者による製品事故について
- ・社会構造の変化・技術革新を踏まえた製品安全のあり方について
- ・製品安全行政に関する最近の動向について

上記審議事項に沿って、市場残存率の問題などリコールの実効性の改善に向けた各種課題の検討状況や増加傾向にある高齢者の製品事故の動向と実態、及び高齢者の製品事故防止に向けたビッグデータの活用を紹介等が示されました。審議事項は昨年と重複するものの、その内容はより具体的なものが示されたといえます。また、IoT製品の安全性確保のあり方の検討など、製品安全上の新たな課題に対する検討状況についても言及がなされました。

事業者を取り巻く環境が変化している中、海外も含め製品安全行政の政策そのものも変化してきています。事業者においては、こうした行政の動向を注視し、自社の製品安全の取組に反映していくことが望まれます。

出所：第7回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/007.html

海外トピックス

○豪州競争・消費者委員会が2019年の製品安全に関する優先事項を公表

(2019年3月14日 豪州競争・消費者委員会)

豪州競争・消費者委員会(Australian Competition & Consumer Commission、以下「ACCC」)のRod Sims委員長は3月14日、全国消費者会議において、2019年の製品安全に関する優先事項を公表しました。

優先事項については、以下の9項目が挙げられています。

- ① ボタン電池による子どもの事故防止活動を支援すること
- ② 安全性を欠く子ども用寝具による事故の防止活動を支援すること
- ③ T社製エアバックを搭載した車輛のリコールを効果的に実施すること
- ④ 4輪バイクの安全性を向上すること
- ⑤ インターネット通販で販売される製品の安全性を向上すること
- ⑥ インターネットにつながる製品の安全性に関する啓発を行うとともに、適切な規制を策定するためのリスクの特定を行うこと
- ⑦ 製品安全に関する一般条項を策定すること
- ⑧ 製品安全に関連する規制の改善を図るとともに、市場における規制の遵守状況の調査を行うこと
- ⑨ 製品安全に関する事故情報データベースを開発し、データ収集の強化を図ること

Sims 委員長は談話で、豪州では、安全性を欠く消費者製品による事故の経済的損失は少なくとも 50 億豪ドル（約 4,000 億円）であり、1 年間に約 780 人が亡くなり、5 万人以上が怪我を負っていることから既存の製品安全に関する規制では十分とはいえ、「安全性を欠く製品の販売は違法とすべきである」と発言しています。

「⑦製品安全に関する一般条項の策定」はこれを受けたものであり、安全性を欠く製品が市場に供給されることを回避するため、事業者に一定の義務を負わせるべきであるとしています。

また、インターネットにつながる製品（いわゆるスマート製品、IoT 製品）への対処についても言及しており（上記⑥）、これらの製品は個人情報に関わるリスクだけでなく、製品安全の観点からも新しいリスクを生じさせるおそれがあるとしています。当該リスクが顕在化する前に適切な規制の枠組みを構築することは、ACCC としても挑戦であると表明しており、豪州においてもインターネットとの関わりにおける製品安全が重要な課題となっていることが分かります。

安全性を欠く製品に対する規制強化の流れは、豪州の規制当局が抱く危機感のあらわれであるといえます。また、インターネットと製品安全の関わり方は、米国や欧州でも検討が始められており、日本でも主要な課題の一つとなってきています。

我が国の事業者としても、これらの規制動向を注視し、先を見据えた製品安全の取組を行っていくことが望まれます。

出所：ACCC のプレスリリース

<https://www.accc.gov.au/about-us/australian-competition-consumer-commission/product-safety-priorities-2019#product-safety-priorities-2019>

○米国消費者製品安全委員会への報告義務違反で初の刑事訴追

(2019 年 3 月 29 日 米国司法省)

米国司法省は 3 月 29 日、消費者製品安全委員会（Consumer Product Safety Commission、以下「CPSC」）への報告義務を定めた消費者製品安全法（Consumer Product Safety Act）に違反した罪などで、家電輸入業者の役員 2 名が連邦大陪審によって起訴されたことを明らかにしました。司法省によると、当該法令への違反による個人または法人の起訴は今回が初めてです。起訴状によると役員 2 名は、顧客からの苦情や試験結果を通じ、自社が取り扱う中国製の除湿器が発火の危険を有していることを知っていたにもかかわらず、CPSC への報告を怠り、6 か月以上にわたって問題の製品の販売を続けていました。

消費者製品安全法 15 条(b)は、消費者製品等の製造者、輸入業者、卸売業者、小売業者らに対し、製品が次のいずれかに該当することを知った場合、ただちに CPSC へ報告することを義務づけています。

- (1) 適用される消費者製品の安全規則や任意規格等に適合していない
- (2) 消費者製品安全法または CPSC の所管する法令が規定する他の規則、規制、規格または禁止事項に適合していない
- (3) 重大な危害を及ぼす欠陥を有する
- (4) 重傷または死亡の不相当な危険性をもたらす

報告義務への違反に対しては、同法 20 条(a)が民事罰（民事制裁金）、同法 21 条(a)が刑事罰をそれぞれ規定していますが、従来はすべて民事罰によって処理されてきました。一方で、今回のケースでは、同法 21 条(a)(1)が規定する「認識ある意図的な（knowing and willful）」違反があった疑いが持たれており、起訴された会社役員に対しては 5 年以下の禁固刑および罰金刑が科せられる可能性があります。

司法省のプレスリリースの中で、ジョディ・ハント司法次官補は「製品の欠陥について CPSC への報告が遅れば、その間、消費者の身体生命が不要な危険にさらされる」と指摘しています。その上で、「今回の起訴は、消費者を製品事故から守るための製品安全に関する法律を厳格に適用していくという司法省の姿勢を反映したものである」と述べています。また、ニコラ・ハンナ地方検事は、「今回の起訴が明快に示すのは、欠陥製品の販売によって利益を得ようとする者は法によって裁かれる可能性がある、ということである」とコメントしています。

一連のコメントから、米国の当局は今後、報告の遅れに対してより厳しい姿勢で臨むことが想定されます。事業者としては、行政当局に対して適切な情報を迅速に報告するとともに、製品事故等発生時に消費者の安全を最優先とする態勢を構築し、実行していくことが求められます。

出所：米国司法省プレスリリース

<https://www.justice.gov/opa/pr/two-corporate-executives-indicted-first-ever-criminal-prosecution-failure-report-under>

製品安全に関するコラム

○試合中にシューズの底が剥がれてスター選手が負傷…、メーカーの責任に関する考察

米国東部ノースカロライナ州で2月20日に行われた大学男子バスケットボールの試合において、プロ注目のスター選手がプレー中に靴底が剥がれたことでバランスを崩し、ひざを捻挫する出来事がありました。国内外のバスケットボールファンの注目を大いに集めたアクシデントでしたが、スポーツニュースとしてだけでなく、米国における製造物責任リスクの事例としても論じることができます。

運動用品に関する PL 訴訟としては、米プロバスケットボール協会（NBA）所属チームの選手がウェイトトレーニング中に乗っていたバランスボールが破裂し、ダンベルに押し潰される形で前腕を骨折したという事例があります。選手および所属チームは、バランスボールのメーカーらに対して訴訟を提起し、選手の給与に関する逸失利益に基づいて 400 万ドル、その他の損害について約 3,000 万ドルの損害賠償を求めました。最終的には、原告弁護士が「選手およびチームに非常に有利」とする非公開の条件で和解が成立しています。

冒頭で取り上げた大学のバスケットボール選手は、今年 6 月のドラフトにおいて 1 位指名でのプロ入りが有力視されています。2018 年の全体ドラフト 1 位指名選手の 180 万ドル以上という年俸水準に照らすと、負傷によって選手としての価値が損なわれ、指名順位や年俸に影響が及ぶのであれば、その逸失利益が巨額になる可能性があります。

視点を変えシューズメーカーの立場で考えれば、本件による製品イメージの低下、売上減少のみならず、自社のブランド価値が毀損されることはできる限り避けたいと思われます。試合翌日、問題のメーカーの株価はニューヨーク株式市場で終値が前日比 1.1% 減となり、時価総額では 11 億ドル（約 1200 億円）の下落となりました。もしこの問題が長期化し、ブランド価値の毀損が継続すると考えるなら、先に挙げたプロ選手の事例と同様、早期の和解を模索することがありえます。

製品事故が起きた場合、企業の損失は損害賠償に留まらず、製品イメージやブランド価値の低下といった、企業価値の毀損の連鎖が起きる可能性があります。企業は製品事故がもたらす多面的なリスクを念頭に置いた上で、開発段階でのリスク評価および低減のみならず、製造段階における不断の品質管理に努める必要があるといえます。

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ